

満訳正史の基礎的検討

——『満文金史(aisin gurun i suduri bithe)』の事例をもとに——

井黒 忍

目次

はじめに

第1章 『満文金史(aisin gurun i suduri bithe)』翻訳の経緯

第2章 「金の事例(第二)(aisin i kooli jai)」の検討

第3章 翻訳の材料

第1節 『満文金史』の底本

第2節 『通鑑』の利用

第4章 構成面から見た『満文金史』の性格

おわりに

はじめに

マンジュ国、および金朝の後継者「後金」と称されるアイシン国時代において、その主要構成員たる満洲人は、時を遡ることおよそ500年前の12世紀初頭に金朝を建国した女真族を自らの祖先とする濃厚な意識を有していた。入関以前の根本史料たる『旧満洲檔』及び『満文老檔』には、金朝および歴代皇帝に関わる様々な事跡が記録される。自らのルーツとしての意識から、加えて新興国家建設の指針として金代女真族の言動はしばしば彼等の言中に現れる⁽¹⁾。

(1) 陳 1995, 沈 2003 において、金代の事跡がヌルハチおよびホンタイジの言中にしばしば引用されることが指摘される。特に「小堯舜」と称された世宗の名君たる言動に関する言及が目につくが、同時に暗君・暴君として描かれる海陵王のイメージも特徴的である。この固定化されたあまりに対照的な両者の姿は、様々な書籍からの情報に加えて、口承によって女真族(満洲族)の間に伝えられたイメージである可能性も考えられる。『金史』世紀の成立に記憶と口承が重要な役割を果たしたことについては、古松 2003 (pp.190-193)参照。なお、古松 2003 においては、『金史』世紀の文献研究という従来の研究とは異なるレベルでの詳細な検討がなされており、本稿における『金史』世紀の理解も氏の見解に負うところが多い。

太宗ホンタイジの時代に入り、『金史』・『遼史』・『元史』の満洲語への翻訳事業が実行に移される⁽²⁾。本稿においてはこれら三史の満洲語翻訳事業に着目し検討を行うこととする。中でも大清帝国の中樞を担う満洲人が同族意識を強く有した金代女真族に対する認識は、彼等自身のアイデンティティとも絡む重要な問題であったと考えられることから、『満文金史』に焦点を当てて正史翻訳に関わる諸状況を考察してみたい。

各種目録等によれば満洲語訳『金史』の諸本としては、順治元年抄本と順治3年刻本の二種を確認することができる⁽³⁾。さらに稿本として旅順博物館所蔵崇徳年間翻訳稿本が確認できるとともに、これに加えて中央研究院歴史語言研究所蔵内閣大庫檔案中には「満文一金哀宗本紀（天興二年）」（登録号 167549）と呼ばれる檔冊が収められ、これも『満文金史』稿本の一つと考えられる⁽⁴⁾。また、中国第一歴史檔案館満文国史院檔中に「金の事例（第二）」（aisin i kooli jai, 以下「金の事例」と略す。）と呼ばれる『金史』の満文訳稿本が収められることは、既に諸氏の指摘により明らかである（神田 1997, 石橋 1999, 松村 2001）⁽⁵⁾。

本来ならこれら全ての稿本を総合的に比較検討して翻訳の過程を詳細に跡づけることが必要であろうが、しかしながら筆者は現時点において上掲諸本のうちその一部のみしか実見することができていない⁽⁶⁾。そこで本稿においては今後の取り組みへの第一歩として、順治3年刻本の謄写本である京大本を底本として用い、さらに稿本の一つと考えられる「金の事例」との比較検討を

(2) 遼・金・元三史を含めた漢文典籍の満洲語訳に関しては、葉 2002 第2章(pp.53-99)において詳細かつ網羅的な検討がなされる。また、太祖ヌルハチ・太宗ホンタイジの漢籍に対する認識およびその歴史観に関しては、番 1994 第5章(pp.115-135)参照。

(3) Pang 2001 によれば(p.1), ロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクト=ペテルブルグ支部イワノフスキーコレクション中に『満文金史』の欠本が存在することが分かる。また同目録には附図として巻3 熙宗本紀の冒頭部分の写真が載せられるが(Fig.6), これを見る限りでは京大本, すなわち順治3年刊本と同一であると考えられる。

(4) 「満文一金哀宗本紀（天興二年）」に関しては、行数8行の抄本, 「daiyuwan（大元）」を「monggo（蒙古）」に変えるといった若干の訂正がなされる。その体裁および訂正箇所から見て、順治3年刊本により近い段階の稿本とも考えられるが、詳細は後考に期す。

(5) 本稿に関連する松村氏の一連の論考に関しては、杉山清彦氏が述べるように再録に際して「最新の研究成果に基づいて既発表論文を全面的に補訂・再構成した」（杉山 2002）ものであるため、引用・参照に当たっては松村 2001 に拠る。各原載論文については、杉山 2002 (pp.134-135) 参照。

(6) 陳 1988 (p.144 註 10) には、Fuchs 1936 に載せる英国ロンドン大学東洋アフリカ研究所(SOAS)所蔵の『満文金史』・『満文元史』稿本残巻に関する言及が見え、これらの稿本は羅振玉氏の旧蔵にかかり、羅氏の跋語および羅福頤氏の書き込みが存在するとされる。Simon, Nelson 1977 によれば、これに相当する写本として「dai yuwan-i kooli ningguci sizu（元史第六世祖）」(SOAS:MS63993)が確認でき、その一部写真(Folio.75a)が附載される。ただし、『満文金史』稿本に関わる記載はない。

行うことで、翻訳の経緯および事業に関わる基礎的な状況を考察することとする⁽⁷⁾。なお、「金の事例」に関しては、本稿では東洋文庫清代史研究室所蔵マイクロフィルムを利用する。

底本とする京大本の書誌データとしては、藍写真、2帙9巻、毎半葉8行、外寸34.5×22.5cm、板框26×18cm、版心に「aisin i bithe (金の書)」の文字が刻される⁽⁸⁾。同図書館の受け入れ文書によれば、昭和15年7月13日『清文全書』・『満文遼史』とともに今西春秋氏より寄贈されたことが分かるものの、2帙目(巻4～巻9)は現在所在不明である。

『満文金史』に関するこれまでの研究としては、その関心は当初西方において高まりを見せ⁽⁹⁾、19世紀初頭に伝導団の一員として北京に赴いたГ.М.Розоваによってロシア語訳注が作られる。その原稿は長らく稿本として放置され、彼の生前には遂に出版されることはなかったが、1998年に至り、В.Е.Ларичевの編集を経て、彼自身およびその他数名の論文とともにИстория Золотой Империиとして公刊される。また、1887年にはCarles de HarlezによりHistoire de l'Empire de kin ou Empire d'or aisin gurun i suduri bitheと名付けられた『満文金史』フランス語訳が作成され、ブリュッセル近郊ルーバンにて出版された。ただし、惜しむらくはこの両書においてはともに満洲語本文のローマ字転写はなされていない⁽¹⁰⁾。

第1章 『金史』翻訳の経緯

『満文金史』を除く『満文遼史』・『満文元史』の冒頭には同文の二通の上奏文が載せられ、三史翻訳の完了と版刻の完成とを報告する内容となっている。まずは、これら上奏文から遼・金・元三史翻訳の経緯を見てみよう。なお、当該上奏文に関しては、既に東洋文庫所蔵『大遼国史』⁽¹¹⁾を底本として韓国語訳注を行った崔鶴根氏によりローマ字転写および韓国語訳がなされているが(崔1971)、当該上奏文が翻訳事業の経緯を考察するうえで不可欠の史料であることから、煩を厭わず日本語訳を行うこととする。

(7) 澁谷1997(p.24)によれば、中国第一歴史檔案館所蔵『蒙古堂檔』中に「満文遼史」(番号16)、「元史本紀」(番号113, 115)が収められる。両檔冊に関してはいずれも未見とされるが、『満文遼史』・『満文元史』の稿本である可能性も考えられよう。また、同氏よりは口頭発表の際に『満文金史』の『蒙古堂檔』との関係について御意見を頂いた。

(8) 口頭発表の際に、岡田英弘氏より東洋文庫所蔵本が京大本と同一であるとのコメントを頂いた。

(9) 陳1988(pp.139-140)によれば、既に17世紀ころより宣教師達によって漢籍の翻訳が行われ、その際には満文訳本が参考として利用されたとされる。またGabelentzによって為された『遼史』ドイツ語訳も主に『満文遼史』を参照して作成されたことが指摘される。

(10) 崔1971「解題」(pp.3-4)において、Gabelentz1877, Harlez1887に関する簡単な紹介がなされる。

(11) 『大遼国史』とは「dailiyoo gurun i suduri」の直訳であり、本稿において『満文遼史』と呼ぶものと同様である。なおPoppe, Hurvitz, Okada1964によれば、東洋文庫には木版本『大遼国史』とともに、Blueprint本『遼史』が所蔵されるが、これは京大本『満文遼史』と同一のもと考えられる。

○弘文院大学士 Hife, 学士 Jamba・Cabuhai・王文奎らが謹んで上奏すること。「古の書史を見れば、得失の事は甚だ詳細であり、治乱の時は大いに奥妙である。唯だ聖人を除き、その他は知らない。故に、君主・人々の政務・事績の得失を士人が悉く書いたこと、今我ら畏れ謹みたい。後我ら畏れ手本にしたい」と言ったのであるぞ。古より以来君主・貝子の行った事績を棄てず幾千年に至る書史が、この時に伝え至ったこともまた長かったのである。事績は過ぎ去ったと雖も世に持ってきて話すことができる。人は古いと雖も今に持ってきて較べることができる。故に言ったこと。「良いことはこれ我の師傅、悪いこともまた我の師傅」と言ったのである。古より以来、聖なる君主ら引き継いで出て、これを行わなかったことはない。大遼国、金国は天下を統一し得なかつたと雖も、大遼国は天下の所を半ば得たのである。金国は天下の所を大半得たのである。大元国は天下を統一したのである。彼らの政務・法度、常制を見ることができる。故に寛温仁聖皇帝は正に古に鑑みたいとこれを心に抱き、特にこのことを我らに旨を下らせ、「大遼・金・大元この三国の書を満洲の言葉に翻訳せよ。その無用の所を棄て、その良いことを取り入れた、悪いことを過つた、征伐した、獵をした所を悉く取り上げ書け」と旨が下された。我らが聖なる重々しい旨を謹んで受け、大遼国の主上太祖から西遼の耶律大石の終の世に至るまで14主の307年、金国の9主の119年、大元国の14主の162年の行ったことを、有用の所を詳らかに書き、崇徳元年5月から作り始めた。三国の書を学士 Cabuhai, 他赤哈筆帖式 Nengtu, 他赤哈筆帖式 Yecengge は満洲語の注釈をした。学士 Hükio は無用の所を棄て順序に合わせて修正した。学士王文奎、員外郎劉弘遇ら漢文を解釈する時に講義した。筆帖式 Burkai・Kengtei・Gūwalca・Korkodai・Šolgeら謹んで書いた。大学士 Hife 全てを見た。崇徳4年6月に完成した。順治元年3月26日に上奏した⁽¹²⁾。(下線は筆者、以下同様)

(12) ○ kooli selgiyere yamun i aliha bithei da hife, ashan i bithei da jamba, / cabuhai, wang wen kui se gingguleme / wesimburengge, julgei kooli suduri be tuwaci, jabšara ufarara weile / asuru narhūn, taifin facuhūn i forgon ambula somishūn. damu / enduringge niyalmai dabala, gūwa sarkū. tuttu ofi han niyalmai dasan / yabun jabšaha ufaraha babe bithei niyalma yooni arahangge, ne be / olhome ginggulekini. amaga be olhome alhūdakini sehengge kai. julgeci / ebsi han beisei banjiha doru yabun be waliyarakū udu udu / minggan aniya otolo bithe suduri, ere forgon de ulame isinjhangge / inu gaidaha bi. doru udu duleke bicibe jalan de gajifi gisureci / ombi. niyalma udu julge bicibe te de gajifi duibuleci ombi. / tuttu ofi henduhengge, sain inu mini sefu ehe inu mini sefu / sehebi. jurgeci ebsi enduringge han se siran siran i tucifi / ere be yabuhakūngge akū. dailiyoo gurun, aisin gurun udu / abkai fejergi be uhe obume mutehe akū bicibe, dailiyoo gurun / abkai fejergi babe dulin bahabi. aisin gurun abkai fejergi babe / amba dulin bahabi. dai yuwan gurun abkai fejergi be uhe obuhabi. / tesei dasan fafun, an kemun be tuwaci ombi. tuttu ofi / gosin onco hūwaliyasun / enduringge han, jing julge be bulekušeki seme, ere be mujilen de tebūfi, / cohome ere weile be mende / hese wasimbume, dailiyoo, aisin, dai yuan ere ilan gurun i bithe be / manju gisun i ubaliyambume ara. terei baitakū babe waliyame, terei / sain be yabūfi jabšaha. ehe be yabūfi ufaraha. dain dailaha, / aba abalaha babe yooni tukiyeme ara seme / hese wasimbuha. be / enduringge i ujen hese be gingguleme alifi, dailiyoo gurun i dergi / taidzu ci siliyoo i yeloi daši i dubei jalan de isitala juwan duin / han i ilan tanggū nadan aniya, aisin gurun i uyun han i emu tanggū / juwan uyun aniya, dai yuwan gurun i juwan duin han i emu tanggū ninju / juwe anyai banjiha be, baitangga babe kincime arame, wesihun erdemunggei / sucungga aniya, sunja biya ci arame deribuhe. ilan gurun i bithe be / ashan i bithei da cabuhai, taciha bithesi nengtu, taciha bithesi / yecengge, manju gisun i sume araha. ashan i bithei da hükio baitakū / babe waliyame ici acabume dasaha. ashan i bithei da wang wen kui / aisilaku lio hūng ioi se nikan bithe be sure de giyangnaha. / bithesi burkai, kengtei, gūwalca, korkodai, šolge se gingguleme / araha. aliha bithei da hife uheri be tuwaha. / wesihun erdemungge i duici aniya ninggun biya de šanggaha. / ijisūn dasan i sucungga aniya ilan biyai orin ninggun de / wesimbuhe.// 同内容の記載が『世祖章皇帝実録』巻3 順治元年甲申春正月甲寅条にも見える。

李自成軍による北京陥落直後の順治元年(1644)3月26日に弘文院大学士 Hife, 学士 Jamba・Cabuhai・王文奎らによって当該上奏がなされた。その間の経緯は不明であるものの、完成後3年以上の月日を経て、明朝滅亡の直後、北京入城に先立つほぼ1ヶ月前の当該時期に上奏がなされたことに加えて、ホンタイジの皇帝即位および大清帝国の成立がなった翌月の崇徳元年(1636)5月に三史の翻訳事業が開始されるなど、政治的に極めて重大な局面に符節を合わせたかのように翻訳事業はその節目を迎える。

また、翻訳事業に関わった人士として以下の人々の名が挙がる。学士 Cabuhai, 他赤哈筆帖式 Nengtu, 他赤哈筆帖式 Yecengge が満洲語の注釈を、学士 Hükio が編集、学士王文奎、員外郎劉弘遇らが講義、筆帖式 Burkai・Kengtei・Gūwalca・Korkodai・Šolge らが書写を行い、大学士 Hife が監修を担当した。さらに上奏中に引用されるホンタイジの聖旨によれば、三史翻訳の基本方針としては全文を訳出するのではなく、記事の取捨選択を行い、戦争・狩猟の記事を訳出するとともに、その統治の善悪両面を取り上げることで、施政の指針および戒めとすることが明言される。

続いて二通目の上奏文には、

○内弘文院大学士 Kicungge らの謹んで上奏したこと。主上の旨、「大遼・金・大元この三国の書を謹んで書き刻して、天下に伝えよ。」と旨が下された。我ら旨を謹んで承り、副総裁学士 Cabuhai・Sunahai・Esehei・Itu・Udari・(劉)清泰・Laigun・(蔣)赫徳、主事 Nengtu, 博士 Niman, 筆帖式 Bintu ら作り終え、刻し終えて、大遼国の書 300 帙、金国の書 300 帙、大元国の書 600 帙とした。衆に伝える為、順治3年4月初7日に、謹んで上奏した。総裁内弘文院大学士 Kicungge・馮銓・寧完我、内秘書院大学士范文程、内国史院大学士 Garin⁽¹³⁾。

とあって、順治3年(1646)4月7日に総裁内弘文院大学士 Kicungge・馮銓・寧完我、内秘書院大学士范文程、内国史院大学士 Garin らによって上奏されたその内容は、順治帝による三史版刻の命を受けて行われた満文三史版刻の完成を報告するものである。

これら二通の上奏文によって、満文三史の翻訳が崇徳元年5月より同4年(1639)6月に至るほぼ4年間のうちに行われ、順治3年にそれぞれ300部の版刻が終了したという経緯を大まかに迎

(13) ○ dorgi kooli sergiyere yamun i aliha bithei da kicungge sei gingguleme / wesimburengge, / dergi hese, dailiyoo, aisin, dai yuwan ere ilan gurun i bithe be gingguleme / arafi folofi, abkai fejile selgiye seme / hese wasimbuha. be / hese be gingguleme alifi, aisilame tuwaha ashan i bithei da cabuhai, / sunahai, esehei, itu, udari, cingtai, laigun, hede, ejeku hafan / nengtu, taciha hafan niman, bithesi hafan bintu se sanggame arafi / folome wajifi, dailiyoo gurun i bithe ilan tanggū dohton, aisin gurun i / bithe ilan tanggū dohton, dai yuwan gurun i bithe ninggun tanggū / dohton obuha. geren de selgiyere jalin / ijishūn dasan i ilaci aniya dui biyai ice nadan de gingguleme / wesimbuhe. / uheri tuwaha / dorgi kooli sergiyere yamun i aliha bithei da kicungge, fung ciowan, ning wan o, / dorgi narhūn bithei yamun i aliha bithei da fan wen ceng, / dorgi gurun i suduri yamun i aliha bithei da garin.//

ることができる⁽¹⁴⁾。但し、崇徳元年に始まる三史翻訳の前段階として、『旧満洲檔』天聡9年(1635)5月20日条に興味深い記載が見える。

二十日、Han は三部の大臣を皆集めて、「我らが漢文の書を見ると空虚で虚偽の言が多い。尽く見たとて無用である。今、大遼、金、宋、大元の四国が政道を勉め治めて国を盛んにした、悖逆を行って政治を壊った、征討した、勝った敗れた、賢臣、忠臣が政道を治め尽くした、奸臣、佞臣が政道を壊ったなどのような緊要なところをしかとかつきりと適宜書いて常に見たい。漢文の通鑑以外の他の記録に書いてある戦いで幾度攻めた、誰がしかけたという語は皆嘘である。そのような書を国人に伝えれば、道理を解しない民が信ずる。それを書くことをやめよ。⁽¹⁵⁾ (神田、松村、岡田 1972, pp. 144-145)

ここに見えるホンタイジの言こそがまさに順治元年の上奏中に引用される聖旨そのものであることは間違いない。つまり天聡9年5月20日に発せられたホンタイジの言を受けて、翌崇徳元年5月より翻訳事業が正式に開始されたのである。また、「漢文の通鑑」以外は信頼するに足らないとするホンタイジの見解は、三史翻訳の過程においても十分に反映されるが、これに関しては『奏疏稿』天聡7年(1633)7月初1日条に載せられる寧完我の上奏中に以下の見解が見える⁽¹⁶⁾。(○は抬頭を表す)

參將寧完我謹奏、臣觀金史乃我國始末、○汗亦不可不知。但欲全全譯寫、十載難成。且非緊要有益之書。如要知正心脩身齊家治國的道理、則有孝經・學・庸・論・孟等書。如要益聰明智識選練戰攻的機權、則有三略・六韜・孫・吳・素書等書。如要知古來興廢的事跡、則有通鑑一書。此等書實為最緊要大有益之書。○汗與 貝勒及國中大人所當習聞明知、身體而力行者也。近來本章稀少、常耐・恩革太二人每每空閑無事、可將臣言上項諸書令臣等選擇、督令東拜、常耐等譯寫、不時呈進。○汗宜靜覽深思、或有疑蔽不合之處、願同臣等講論庶書中之美意良法、不患輕易放過。而○汗之難處愁苦之事、亦不難迎刃而解矣。金史不必停寫、止仍令帶寫。 本日奏⁽¹⁷⁾。

寧完我の述べるところは、金朝の事跡を記した『金史』は我がアイシン国の歴史そのものであり、ハンであるホンタイジは当然知悉すべきことがらである。しかしながら全訳を行うことは大

(14) ここでは部数自体は示されないが、李・于 1933(p.40)によれば故宮博物院所蔵の満文三史のうち、『滿文遼史』・『滿文金史』がともに一函、『滿文元史』が二函とされることから、三史ともに300部が版行されたと考える。

(15) なお当該箇所は中国歴史第一檔案館編『清初内国史院滿文檔案訳編』(上)天聡朝・崇徳朝、光明日報出版社、1989(p.167)にも見える。

(16) 『奏疏稿』の底本としては、京都大学人文科学研究所所蔵明治38年用瀋陽崇徳閣旧檔景照本を用い、羅振玉編録『天聡朝臣工奏議』(『史料叢刊初編』東方学会、1924)を参照する。

(17) □内は『天聡朝臣工奏議』巻中との異同を示す。ともに『天聡朝臣工奏議』においては欠落する。

変な事業であり十年の月日を費やしても完成は難しく、また緊急を要する事業ではないため、『金史』翻訳はこれを停止するのではなく他の翻訳事業に並行して行うべきであるとするのである。この寧完私の言はまさに注目すべきものである。これにより、天聡7年7月時点において既に部分的ではあろうが、『金史』の満文訳が実行に移されていたことが分かるのである。

さらに『満文老檔』崇徳元年11月13日条によれば、

十三日、聖皇帝は衆親王、郡王、貝勒等、旗の主等、都察院の官人等を集めて、鳳凰樓の下に座って、弘文院の *bithesi* 等をして金国の第五代の世宗 *Ulu* 皇帝の本紀を読み上げさせる時、聖皇帝は衆に向つて、「この書を汝等集つた衆人はよく聞け。この世宗皇帝なる者は、漢人、蒙古人いづれの国でも名声のある傑れた皇帝である。さようなので後世の賢者等は小堯舜皇帝と称賛し語っている。我はこの書を翻訳させ満洲語で書いて読んで以来、馬が獣を見た時馳せようとして耳がびくびくするように、我が耳目は明快となり、この上なく感嘆する。(満文老檔研究班 1963, pp. 1438-1439)

とあって、正式に三史翻訳事業が開始された崇徳元年5月の僅か半年後の11月時点において、既に『金史』世宗本紀の満洲語訳は一通りの完成をみていたことが分かる。もちろん名君の誉れ高い世宗の事跡である「世宗本紀」がまっさきに翻訳されたとも考えられよう。しかし先に見た寧完私の発言などを考慮すれば、遅くとも天聡7年7月には『満文金史』の満洲語翻訳は開始され、これが天聡9年5月20日のホンタイジの聖旨を契機として翌崇徳元年5月より正式な翻訳事業がスタートしたと考える方が妥当であろう。

第2章 「金の事例（第二）(aisin i kooli jai)」の検討

中国第一歴史檔案館に所蔵される満文国史院檔中に「aisin i kooli jai」と呼ばれる『金史』満文訳の稿本が存在することはまず神田信夫氏によって指摘され(神田 1997)、その後、同箱に収められる「nenehe [genggiyen] han i sain yabuha kooli uheri juwan nadan debtelin」に関する石橋崇雄・松村潤岡氏の論考中において言及がなされた(石橋 1999: 松村 2001)。

「金の事例」は行数7行にて鈔写され、塗抹加筆がなされる。また、既に石橋氏によって指摘されるように、その表紙には「jai (第二)」の文字が、表紙裏に「kamciha aisin i kooli jai (一緒にした金の事例第二)」の記載が見える(石橋 1999, p.73, 下線部は抹消箇所)。さらに上部格外には細字にて書き込みがなされ、金朝の年号である「収国」、「天徳」等固有名詞の説明がなされるが、

この中には『満文金史』中の割り注とほぼ一致する箇所も存在する⁽¹⁸⁾。なお、鈔写年次に関しては詳細は不明であるが、「neneche [genggiyen] han i sain yabuha kooli uheri juwan nadan debtelin」とは異なり有圈点文字で記される。

その内容は『金史』巻2太祖本紀の逐語訳であり、巻2冒頭より天輔4年(1120)に至るまでを本紀そのままに訳出し、追加訂正部分は『金史』列伝中の記事を行間に細字にて挿入するという方法がとられる。また時間軸に沿って記述するという方法が用いられ、時間的に前後関係が逆転する場合には、線で囲まれ削除すべき部分とされる。

『満文金史』は本紀の記載に加えて、列伝中の記事を複雑に組み込むことで成立したと考えられるが、こうした編纂作業には先行する幾段階かの稿本の存在が想定される。「太祖本紀」の完全な逐条訳である「金の事例」はその最初期の段階の稿本と考えられる。

こうした見解を裏付けるものとして太祖の称号に関わる記述の問題を取り上げてみよう。まず『満文金史』においては太祖に対する呼称は明確に使い分けられる。冒頭より始まる漢文『金史』世紀に対応する部分においては「agūda (阿骨打)」とされ、さらに「太祖本紀」相当部分においては、その即位以前を「taidzu (太祖) agūda」に、収国元年の即位以後を「taidzu han」に訳出する⁽¹⁹⁾。

これに対して「金の事例」においては、もともとはその即位以前を「agūda」と表記し、即位後は「han」或いは「aisin(金) han」とされたが、この内「aisin han」を除く二者が改訂部分として指定される。即位前において「agūda」と書かれた部分は抹消された上で「taidzu agūda」に、或いは「taidzu」を挿入する形での訂正がなされ、即位後も同様に「taidzu」を挿入する形で「taidzu han」へと変更がなされる。こうした中、ただ一箇所だけ「agūda」を抹消して「taidzu」と改訂する箇所が見られる。それはまさに冒頭の第一句目にあたる。

漢文『金史』巻2は「太祖應乾興運昭徳定功仁明莊孝大聖武元皇帝、諱旻、本諱阿骨打、世祖第二子也。」で始まる。もちろん冒頭の「太祖」は廟号であり、「應乾興運昭徳定功仁明莊孝大聖武元皇帝」が諡号であることは言うまでもない。しかしながら、この冒頭の廟号に関しても「金の事例」では当初「agūda」と訳され、これを抹消した上で「taidzu」に改められているのである。ここでの改訂は他の箇所と同じく編集過程において太祖阿骨打に対する呼称が変更されたという理解では捉えきれない。

というのも、廟号を記す当該箇所は本来なら当初より「taidzu」との表記がなされるべきであっ

(18) 「金の事例」書き込みとこれに対応する『満文金史』割り注の記載を挙げておく。

emu hū ilan hiyase. 「一斛三斗」(「金の事例」1a)

emu hū de ilan sin bi. 「一斛に三斗である」(『満文金史』23b/6)

siu guwe gurun bargiyaha sere gisun. 「収国収めたという言葉」(「金の事例」21a)

seo guwe, gurun be bargiyaha sere gisun. 「収国、国を収めたという言葉」(『満文金史』(31b/1)

(19) 例外として、唯一31b/6においてのみ「aisin han」と表記される。

た箇所である。これは満洲語翻訳に際して、漢文『金史』中において「太祖」と記される箇所が、即位前は全て「agūda」に、即位後は「han」或いは「aisin han」に訳出されたことを意味しよう。こうした機械的な翻訳作業を行ったために、「taidzu」と記述すべき当該部分においても誤訳がなされたのであり、これにより当該檔冊が初期の、恐らくは翻訳第 1 稿に近い稿本であることが裏付けられるのである。『金史』満洲語訳は逐条訳から始まり、これに列伝中の記載を挿入し、重複部分を削除するなどの作業を経て、翻訳の完成に至ったと考えられよう。

また、『満文金史』では巻 1 に始祖函普に始まる十帝の事跡を記した「世紀」、いわゆる開国説話と「太祖本紀」に相当する部分とが訳出されているが、「金の事例」には「世紀」は含まれず漢文『金史』巻 2 太祖本紀が冒頭から翻訳されている。『満文金史』中に「世紀」部分が含まれる以上、その逐条訳が存在したことは想像に難くない。まず漢文『金史』の構成そのままに各巻を逐条訳した原稿が作られ、これに加筆訂正を加えた上でさらに巻 1 と巻 2 を合わせて『満文金史』巻 1 が編纂されたと考え得る。

とすれば、表紙裏に記される「aisin i kooli jai」の“jai (第二)”とは、漢文『金史』太祖本紀の巻数である“巻 2”を意味するものと考えられよう⁽²⁰⁾。従って、石橋氏が指摘するように当該檔冊の表紙に記される「jai (第二)」の文字は、「nenehe [gengiyen] han i sain yabuha kooli uheri juwan nadan debtelin」の表紙に記載される「uju (第一)」に対応するものとみなし得る(石橋 1999, p.73)。

第 3 章 翻訳材料に関して

第 1 節 『満文金史』の底本

では、『満文金史』の底本となったのは、いかなる版本であったのであろうか。東北アジアにおける当時の書籍の流通状況を考える上でも重要なこの問題に関していささかの考証を試みることにする。崇徳元年前後の時期において参照の可能性がある『金史』の諸版本は以下の諸本である。

(20) 前掲注 6 に挙げた英国ロンドン大学東洋アフリカ研究所所蔵「dai yuwan-i kooli ningguci sizu (元史第六世祖)」は、その写真によれば「金の事例」と同様に、行数 7 行、上部に細字での書き込みがなされ、塗抹加筆がなされる。これを「金の事例 aisin i kooli jai」と比較すれば、その体裁および名称「kooli (事例)」と、その後に巻数を表すスタイルが一致する。しかしながら、Simon, Nelson 1977 の解説(p.89)によれば、その内容は「世祖本紀」の至元 16 年より 31 年に至る記載を訳出したものであり、漢文『元史』当該部分の巻数とは一致しない。但し、写真を見る限りでは、至元 28 年 12 月の記事が訳出されるが、この時点において既に逐条訳ではなくある程度の節略がなされている。さらに『満文元史』の該当部分はやはり巻 6 に収められることから、この稿本は第 2 稿以降の段階のものと想定され、編集の間に巻数が改められた上で現行の『満文元史』の体裁として完成したと考えられる。Simon, Nelson 1977 の解説においても、明確な論拠は示されないが、当該稿本を最終稿と見なす。

1. 至正 5 年(1345)江浙等處行中書省刻本
2. 明初刻本(拠『中国古籍善本書目』・未見)
3. 明初刻遞修本(同上)
4. 明内府抄本(同上)
5. 張邦奇奉旨校刊嘉靖 8 年(1529)南京国子監刊本(南監本)
6. 李騰芳等奉勅重校刊萬曆 34 年(1606)刊本(北監本)

ここで、これら六種の諸本中より未見の 2・3・4 を除く、1・5・6 と『満文金史』相当箇所との比較を行うこととする。まず『満文金史』に記される文章を挙げ、それに対応する諸本の当該箇所を挙げる。

gu li bihan de nimeku bahafi , biseji gebungge gašan de isinjifi akū oho . 「gu li 原に病を得、biseji という村に至ってなくなった。」(4b/4)

1 : 行至姑里甸得疾。迨夜，寢于村舍。有盜至，遂中夜啓行，至逼刺紀村止焉。是夕，卒。

5・6 : 行至姑里甸得疾。迨夜，寢于村舍。有盜至，遂中夜啓行，至逼刺紀村止焉。是夕，卒。

明らかに 5・6 は、「刺」を「刺」に誤る。さらに『満文金史』においてはこの誤りを踏襲して、村の名を「biseji」と記載する。

さらに別の箇所では、

gereme bira de isinjija manggi, dailiyoo i cooha jugūn munggan be efulere be taidzu agūda baturu juwan niyalma be unggifi afafi 「夜が明けて河に至った時、大遼の兵が路・丘を壊すを、太祖阿骨打勇者十人を遣わし攻めて」(29b/4～5)

1 : 黎明及河，遼兵方壞遼道，選壯士十輩擊走之。

5・6 : 黎明及河，遼兵方壞遼道，選壯士十輩擊走之。

とされる。『御製清文鑑』巻 1 に依れば、「munggan」とは「muheliyeken den da (やや円く高いところ)」となり、即ち「邱陵」⁽²¹⁾の意とされることから、『満文金史』の底本が当該部分を「陵道」とするものであったことは間違いない。

次に「金の事例」中の記載を見てみよう。

aisin han jiyan gu be du tung obufi unggifi 「aisin han は jiyangu を都統として派遣し」(32a/4)

1, 命闡哥代為都統而鞠治之

5, 命問哥代為都統而鞠治之

6, 命聞哥代為都統而鞠治之

5・6 は「闡」字をそれぞれ「問」, 「聞」に誤り、これを「金の事例」の当該部分と比較すれば、明らかに 5 を底本として翻訳されたものであることが分かる。「金の事例」の作成年代は明らかで

(21) 『御製増訂清文鑑』地部・地輿類第 3 には「munggan」を「邱陵」の意とする。

はないが、前章で述べたように「金の事例」は『滿文金史』の稿本の一つと考えられ、編集の途中段階において底本が変更されたとは考えにくいことから、『滿文金史』の底本としては南監本が用いられたと結論付けることができる。

第2節 『通鑑』の利用

『滿文金史』の底本として嘉靖南京国子監刻本、いわゆる南監本が用いられたことが明らかとなったが、それでは翻訳の際に『金史』の本紀、列伝以外にその他の史料が用いられた可能性は考えられないであろうか。第1章でも見たように『通鑑』⁽²²⁾の有用性はつとに指摘されたものであり、三史翻訳に当たっても『通鑑』が利用された可能性を想定し得る。

そこでまず、一例として景祖の九子に関する記述を見てみよう。

ugunai de uyun jui banjihā. amba jui heje, jacin helibu, ilaci hesun, duici plasu, sunjaci ingg'o, ningguci he- (以下不明), nadaci maboo, jakūci alihūman, uyuci manduho. 「烏古迺に九子生まれた。長子は劬者、次は劬里鉢、第三は劬孫、第四は頗刺淑、第五は盈歌、第六は劬真保、第七は麻頗、第八は阿何合懣、第九は謾都訶。」(8a/5-7)

これに相当する記載としては、『金史』巻1世紀に、

景祖九子、元配唐括氏生劬者、次世祖、次劬孫、次肅宗、次穆宗。

とあり、また巻65始祖以下諸子伝及び巻59宗室表にはそれぞれ以下のように記される。

景祖昭肅皇后生韓國公劬者、次世祖、次沂國公劬孫、次肅宗、次穆宗。次室注思灰、契丹人、生代國公劬真保。次室溫迪痕氏、名敵本、生虞國公麻頗、隋國公阿何合懣、鄭國公謾都訶。(巻65) 劬者、劬孫、劬真保、麻頗、阿何合懣、謾都訶。……右景祖子、與世祖、肅宗、穆宗凡九人。(巻59)

このように漢文『金史』の相当部分においては、その内容自体は大同小異であるものの、いずれも『滿文金史』の記述スタイルとは一致しない。そこで『通鑑』系諸本の一例として『通鑑統編』(台湾故宮博物院藏北平圖書館舊藏元刊本)巻9に見える景祖の九子に関わる記載を見てみよう。

○遼生女直部族節度使烏古迺卒、子劬里鉢嗣。……有子九人、曰劬者、曰劬里鉢、曰劬孫、曰頗刺淑、曰盈歌、曰劬真保、曰麻頗、曰阿離合懣、曰謾都訶。

それぞれ第何子という記載は見られないものの、九子を一同に列挙し、その順序および名前は『滿

(22) 前掲注(15)等の史料中に現れる『通鑑』は、その収録範囲を考えれば当然『資治通鑑』ではありえず、その統編と考えられる。但し、それが様々な「姉妹編・縮約本」のうちいかなるものであるかは未だ特定できていない。そこで本稿では、以降これら節本などを含めた『通鑑』関連の諸本を『通鑑』系諸本と称する。『通鑑』系諸本の出版状況に関しては、中砂 2002 第三章(pp.97-130)参照。

文金史』と完全に一致する。

次に太祖阿骨打時代における高永昌討伐に関する記載を見てみよう。遼末金初期に遼東の要地遼陽に拠って自立の動きを見せた高永昌との戦闘は、収国 2 年(1116)に至って遼陽を陥落させ、高永昌を捕縛するという結果を迎える。その結果、高永昌の影響下にあった係遼籍女真(遼の戸籍に編入された女真族)及び渤海国滅亡後に遼東の地に徙された渤海遺民を吸収し、建国初期の金朝は東北アジア全域を勢力圏中に収めることとなった。

この一連の動きに関しては、漢文『金史』中においては巻 71 幹魯伝にその詳細が記される。幹魯伝に見える高永昌討伐の経緯を要約すれば、以下の六段階となる⁽²³⁾。

- ①収国 2 年 4 月、幹魯に高永昌討伐の詔が降り遼陽に出兵。
- ②渤海人高永昌の東京(遼陽)占拠に至る経緯。
- ③高永昌より共同での対遼作戦が打診されるも、太祖により拒否。
- ④幹魯東京を攻略し、高永昌は長松島に敗走。
- ⑤東京の渤海人が金朝に投降。

(23)『金史』巻 71 幹魯伝中の相当部分を挙げる。

- ①収国二年四月、詔幹魯統諸軍、與闐母、蒲察、迪古乃合威州路都統幹魯古等、伐高永昌。詔曰：「永昌誘脅成卒、竊據一方、直投其隙而取之耳。此非有遠大計、其亡可立而待也。東京渤海人德我舊矣、易爲招懷。如其不從、即議進討、無事多殺。」
- ②高永昌渤海人、在遼爲裨將、以兵三千、屯東京八笏口。永昌見遼攻日敗、太祖起兵、遼人不能支、遂覲覲非常。是時、東京漢人與渤海人有怨、而多殺渤海人。永昌乃誘諸渤海、并其成卒入據東京、旬月之間、遠近響應、有兵八千人、遂僭稱帝、改元隆基。遼人討之、久不能克。
- ③永昌使撻不野、杓合、以幣求救於太祖、且曰：「願併力以取遼。」太祖使胡沙補往諭之曰：「同力取遼固可。東京近地、汝輒據之、以僭大號可乎。若能歸款、當處以王爵。仍遣係遼籍女直胡突古來。」高永昌使撻不野與胡沙補、胡突古偕來、而永昌表辭不遜、且請還所俘渤海人。太祖留胡突古不遣、遣大藥師奴與撻不野往招諭之。
- ④幹魯方趨東京、遼兵六萬來攻照散城、阿徒罕勃堇烏論石準與戰於益禡之地、大破之。五月、幹魯與遼軍遇於瀋州、敗之、進攻瀋州、取之。永昌聞取瀋州、大懼、使家奴鐔刺以金印一、銀牌五十來、願去名號、稱藩。幹魯使胡沙補、撤八往報之。會渤海高楨降、言永昌非眞降者、特以緩師耳。幹魯進兵、永昌遂殺胡沙補等、率衆來拒。遇于沃里活水、我軍旣軍旣濟、永昌之軍不戰而卻、逐北至東京城下。明日、永昌盡率其衆來戰、復大敗之、遂以五千騎奔長松島。
- ⑤初、太祖下寧江州、獲東京渤海人皆釋之、往往中道亡去、諸將請殺之、太祖曰：「旣以克敵下城、何爲多殺。昔先太師嘗破敵、獲百餘人、釋之、皆亡去。旣而、往往招其部人來降。今此輩亡、後日當有效用者。」至是、東京人恩勝奴、仙哥等、執永昌妻子以城降、即寧江州所釋東京渤海人也。先太師、蓋謂世祖云。未幾、撻不野執永昌及鐔刺以獻、皆殺之。
- ⑥於是、遼之南路係籍女直及東京州縣盡降。以幹魯爲南路都統、迭勃極烈、留烏蓋知東京事。詔除遼法、省賦稅、置猛安謀克一如本朝之制。

⑥係遼籍女真および東京附属の州県が全て投降。幹魯を南路都統に任命。

これを『金史』巻2太祖本紀收国2年条と比較すると、

閏月、③高永昌據東京，使撻不野來求援。高麗遣使來賀捷，且求保州。詔許自取之。

二月己巳，詔曰：「比以歲凶，庶民艱食，多依附豪族，因為奴隸，及有犯法，徵償莫辦，折身為奴者，或私約立限，以人對贖，過期則為奴者，並聽以兩人贖一為良。若元約以一人贖者，即從元約。」④四月乙丑，以幹魯統內外諸軍，與蒲察，迪古乃會威州路都統幹魯古討高永昌。

①胡沙補等被害。⑤五月，幹魯等敗永昌，撻不野擒永昌以獻，戮之于軍。⑥東京州縣及南路係遼女直皆降。詔除遼法，省稅賦，置猛安謀克一如本朝之制。以幹魯為南路都統，迭勃極烈。

阿徒罕破遼兵六萬于照散城。（番号および下線部は巻71幹魯伝の記載に相当する箇所。）

となり、巻71幹魯伝と較べてかなりの節略が見られることは明らかであろう。

また、高永昌討伐に関連する記載が『金史』巻66宗室胡十門伝及び『金史』巻1世紀にも見える。ここでは高永昌討伐に際して、始祖函普の兄阿古迺の子孫を名乗る曷蘇館女真の胡十門らが来帰し、さらにこれに関連する始祖の弟保活里の子孫と称する石土門らの来帰という事件が記載される。胡十門ら曷蘇館女真と石土門、迪古乃ら耶懶完顔部の来帰は、それぞれ遼東および耶懶の地に拠った最有力女真集団の完顔政権への吸収という事実を伝えるものであり、これ以降の金朝の急速な強大化の原因となる事件である（古松 2003, p.190）。

では、こうした高永昌討伐に関する記載は『滿文金史』においてどのように記述されたのであろうか。『滿文金史』（36b/39a/8）には、おおよそ以下の順序で記載がなされる。

②→『金史』巻66宗室胡十門伝→『金史』巻1世紀→③→①→④→⑤→⑥

さらに、これを「金の事例」の該当部分（28b/2-29b/7）と比較すれば以下の通りである。

②→③→閏月高麗遣使の記事→2月己巳詔→①→④→⑤→⑥

すなわち「金の事例」においては、「太祖本紀」の記述通りに翻訳がなされたために、高永昌討伐とは関連の無い高麗への遣使と2月己巳の賑恤の詔が中間に挟まれる。これを『滿文金史』の叙述スタイルと比較すれば、無関係の記事が削除され、さらに列伝および「世紀」中に記される関連記事が時間軸に沿って挿入されるなど、『滿文金史』がより整備された文章構成をとっていることが分かる。

では、こうした編集作業はいかになされたのであろうか。あるトピックを取り上げて関連する史料を並記するというスタイルは『資治通鑑綱目』に代表される綱目体のスタイルと共通するものである。そこでやはり綱目体のスタイルを有する『通鑑統編』との比較を行うと、以下のよう

になる⁽²⁴⁾。

①（「政和六年春正月遼高永昌據遼陽以叛」の目に相当）→③（同年「夏四月金斡魯攻高永昌殺之，遂陷遼東京州縣」の目に相当。以下同。）→①→④→⑤→⑥

このスタイルと『満文金史』および「金の事例」の記述スタイルとを比較すれば、その類似性は一見して明らであろう。さらにこの両史料を詳細に比較すれば『通鑑統編』に節略された箇所が『満文金史』においても節略され、また『満文金史』への採用部分に関しては『金史』列伝中のより詳細な記事が引用されるといった特徴が見てとれる。

こうした事実より、『金史』翻訳時において『通鑑』系諸本が記事の取捨選択の基準、すなわち参照史料として用いられた可能性が窺える。「金の事例」に見える逐語訳がまず作成され、それらをベースとして不要箇所の削除および関連記事の挿入といった編集作業を行う上で、『通鑑』系諸本がその判断基準として用いられたと考えられるのである⁽²⁵⁾。なお、本稿においては、『通鑑』系諸本の一例として『通鑑統編』を比較対象としたが、朝鮮・日本をも含めた東北アジアにおける諸版本の流通状況を考慮すれば、むしろ『通鑑統編』を種本とする『増修附註通鑑節要統編』な

(24) 『通鑑統編』巻12・政和六年（遼天慶二年，金收國二年，1116）春正月遼高永昌據遼陽以叛。東京留守蕭保先敵酷，渤海苦之。正月朔，夜半有惡少年十餘乘酒執刀，踰垣入府，刺殺保先。戸部使大公鼎聞亂，即攝留守事，與副留守高清明集奚漢兵千人，盡捕其衆斬之，撫定其民。②裨將渤海高永昌時以兵三千屯八笏口，見遼政日衰，金兵方強，遂覬覦非常，誘渤海并戍卒，入遼陽據之。旬日之間，遼近響應，有兵八千人，因僭號稱隆基元年。遼主遣蕭乙薛・高興順招之，不從。閏月，貴德州耶律余覲以廣州渤海叛附于永昌。遼主遣蕭韓家奴・張琳討之。

『同上』夏四月金斡魯攻高永昌殺之，遂陷遼東京州縣。

③高永昌使撻不野・灼合救援于金，且願併力以取遼，金主使胡沙補謂永昌曰同力取遼，固可。東京近地，汝輒據之以僭大號，則不可。若能歸款，當授王爵。永昌不從。④金主乃遣斡魯帥諸軍攻永昌，④遇遼兵敗之，遂取瀋州。永昌聞之大懼，使家奴鐸刺至金帥請去僭號稱藩。斡魯知其詐，進兵攻之。永昌遂殺胡沙補等，率衆拒金。遇于活水，金帥既濟，永昌之軍不戰而却，逐北至遼陽城下。明日，永昌盡率其衆與金戰，又大敗，遂以五千騎奔長松。⑤遼陽人恩勝奴・仙哥執永昌妻子以城降，撻不也亦執永昌以獻金。金主命殺之。⑥於是，遼之東京州縣及南路係遼籍女直，皆降于金。金主詔除遼法，省賦稅，置猛安謀克，以斡魯為南路都統，斡論知東京事。

①に対応する部分はかなり節略されるが、その内容自体はほぼ合致する。

(25) なお作業過程において利用の可能性の考えられる薛応旂撰『宋元通鑑』（『四庫全書存目叢書』史部（第9-11冊）所収山東省圖書館北京大學圖書館藏明嘉靖45年自刻本）との比較も行ったが、対応する記事は少なく、翻訳の際に参照されたとは考えにくい。

どの節本⁽²⁶⁾、或いは『續資治通鑑綱目』が利用されたとも考えられよう⁽²⁷⁾。

第4章 構成面からみた『満文金史』の性格

これまで見てきたように、『満文金史』は漢文『金史』本紀をベースとして、『通鑑』系諸本を参考に列伝に載せられた関連記事を織り込む形で翻訳がなされた。さらに幾度かの編修作業を経て、順治3年刊本として成立することとなるが、こうした経緯を経て完成した順治3年刊本はその構成の面から見れば、漢文『金史』と大きく異なる特徴を有するものとなった。それは漢文『金史』における開国説話を記す部分、すなわち巻1「世紀」をめぐる問題である。

漢文『金史』においては、始祖函普より康宗烏雅束に至る十帝の事跡は、太祖阿骨打登場の前段階として「世紀」に収録され、太祖阿骨打の事跡は巻2「太祖本紀」に記載される。これに対して、『満文金史』においては、巻1冒頭より開国説話が始まり、それに続く形で同じ巻1に「太祖本紀」相当部分が収録されるのである。

完顔氏の出自に始まり、始祖以下十帝の事績を記す『金史』世紀に関しては、従来よりその特徴的な叙述スタイルや記述内容をめぐって様々な議論がなされてきた⁽²⁸⁾。「世紀」に記された開国説話は太祖阿骨打による金朝建国に至る前段階として英雄阿骨打の登場を必然化する役割を担うとともに、中でも象徴的な記述がなされる昭祖劾里鉢の事跡（戦闘に際しての吉祥、夢中での暗示など）が意味するシャーマンとしての役割は、阿骨打とのダブルイメージとして捉えられるものである。

以下、古松氏の論考によれば、各地に分散した女真および同族としての渤海を統合するという「大女真」意識が強く打ち出される「世紀」の根本史料となった『祖宗実録』は、阿伺合濊ら女真の老人によって受け継がれた祖先の遺事及び系譜（『本朝系譜』等）に基づくものであった。これが遼東平定後の新たな国家建設期にあたる天輔2年(1118)・3年(1119)ころに宗翰に口授されたが、その背景には、女真部族連合体国家の形成を目指すという政治情勢があったとされる（古松2003, pp.192-193）。

これに対して『満文金史』においては巻1に「世紀」と「太祖本紀」が統合されることにより、「世紀」中における重要な戦闘場面での太祖阿骨打の活躍がより強調され、巻1はその全編を通して

(26) 『資治通鑑』の節本である『少微通鑑』およびその続編たる『節要統編』に関しても、中砂2002において詳細な叙述がなされる。なお劉刻編輯『増修附註通鑑節要統編』に関しては、『奎章閣図書中国本総合目録』において二本、『韓国古書総合目録』においてはさらに多数の版本が確認できる。

(27) 商略等奉教撰『統資治通鑑綱目』（京都大学人文科学研究所蔵天保13年刊光緒8年符離邵惜物軒印本）の該当部分は『通鑑統編』に依拠する。

(28) 『金史』世紀をめぐるこれまでの研究状況に関しては、古松2003（pp.193-194, 注3）参照。

阿骨打の活躍をアピールする内容となる。しかしながらその反面、「大女真」意識とも言うべき女真族統合の主張は薄らぐこととなった。特に渤海人との密接な関係を訴える記事がたびたび消去され、また漢文『金史』においては冒頭に配せられた始祖三兄弟の事跡が高永昌討伐の際のエピソードとして挿入されるに止まるなど、「世紀」の有した女真族統合という本来の意味は「太祖本紀」に組み込まれることで薄れたと考えられる。

では、何故にこのような改編がなされることとなったのであろうか。もちろん『魏書』序紀に代表されるように、古来より北方に起こった民族の中には自国の歴史を編纂するに際して、開国説話をその冒頭に記すという方法を用いることは別段珍しいことではない(古松 2003, p.184)。それに加えて創業の君主たる太祖の事跡、すなわち「太祖本紀」中に開国説話を附するという方法も既に『元史』太祖紀に見られるものである。

さらに、『満文遼史』・『満文元史』の二史もともに、巻1に開国説話を収録しそれに続けて「太祖本紀」を収録するという『満文金史』と一致したスタイルをとる。この内『満文元史』が『元史』太祖本紀冒頭より記される十世祖孛端叉兒(bodacar)から烈祖也速該(esugei)までの事跡をそのまま訳出したのに対して⁽²⁹⁾、『満文遼史』の冒頭に記される奇首(ci sio)以下、徳祖撒剌的(saladi)に至る事跡は、漢文『遼史』巻1太祖本紀の記述そのものではない。『満文遼史』冒頭に附されたこれら祖先の事跡は、漢文『遼史』太祖本紀の「贊」の文章を訳出したものである。

こうした開国説話中に創業の君主を織り込み、その事跡を一連の流れの中に位置づけるという三史翻訳に際して用いられた統一的なスタイルは、太祖ヌルハチの事跡を記録した『太祖実録』に共通するものである。この際の改編を理解するためには、同じく太祖の事跡の冒頭に開国説話を配するという崇徳元年に告成された『太祖太后実録』編纂との関連の中で考える必要がある⁽³⁰⁾。

すでに松村氏によって詳細な検討がなされるように、崇徳初纂『太祖太后実録』には当初より開国説話が附されていた(松村 2001, p.41)。さらに、その稿本の一つと考えられる檔冊は『満文金史』の稿本「金の事例」とともに国史院檔中に収められていたものである。両書の編纂翻訳事業は『太祖太后実録』が天聡7年10月に始まり、崇徳元年11月15日に告成し、『満文金史』の翻訳が天聡7年ごろに始まり崇徳4年6月に完成する。ともに文館(天聡10年3月以降は内三院)の手になるこの両事業は、ほぼ同時期に開始され同時進行の事業として実施されたものであった。

(29) 『満文元史』の記述自体は孛端叉兒から始まるが、その後漢文『元史』巻1太祖本紀と同様に父である脱奔咩噠(dobon mergen)及び母阿蘭果火(alūn gūwa)に関する記載がなされる。

(30) 三田村泰助氏は『金史』と崇徳本太祖実録(『太祖太后実録』)の史料源となった『満文老檔』太祖即位以前の記事(「太祖紀」)との関係について、興味深い見解を述べる。それは、エルデニ・バクシの手になる「太祖紀」が『金史』翻読の結果として生まれたものであり、さらに『金史』の影響を多分に受けて成立したものであるというものである(三田村 1965, p.38)。太祖ヌルハチ時代における修史事業が『金史』の大いなる影響下に進められたものである限り、当初より両者は密接な関連性を有していたと考えられよう。

まず『太祖太后実録』が開国説話を太祖の事績に冒頭に繰り込む構成をもって完成し、その後、同様の体裁を有する『満文金史』が完成した。すなわち『金史』から『満文金史』への構成の変化は、中間に『太祖太后実録』を介させることで成立したと考えられよう。

こうした構成の変化がどのような原因のもとになされたものであるかは史料中においては確認することができない。但し、漢文『金史』巻1世紀と『満文金史』との編纂時期の状況は大いに異なるものであったことは間違いない。既に述べたように、漢文『金史』世紀のもととなった『本朝系譜』と呼ばれる祖先説話は金朝建国のわずか五年後の時点においてなされたものであり、この時点においては新興国家金朝の行く末は未だ未知数であった。さらには既に述べたように隣国遼朝との熾烈な抗争のただ中であつた当該時期に祖宗の事跡が編纂された背景には、各地にあつた女真集団を政権内に取り込むという政治的必要性があつた。それ故に、ことさらに血のつながりが強調され、渤海人との親近性が強調されたのである。

これに対して、『満文金史』の翻訳・編集作業がなされた崇徳年間の状況は、既に諸氏によって指摘されるように、満洲族王朝としての性格に止まらず、満・漢・蒙を包摂する大清帝国として成立をなし得た時期にあたる。さらには版刻がなされた順治3年には既に北京入城を果たし、中国本土をもその支配圏内に収めていく途上にあつた。こうした状況のもとでは、もはや女真族、ひいては満洲族の統合を声高に叫ぶ必要性はなかつたとは考えられないだろうか。『満文金史』と漢文『金史』との間に存在する構成の違いは、こうした編集時における政治的背景の違いを反映するものと考え得る。

おわりに

本稿において、『満文金史』を題材に漢文正史の満洲語訳に関する若干の考察を行ったが、さらなる検討を要する問題は非常に多く、本稿は今後の研究への第一歩に過ぎない。そこで、ここでは今後の責とすべき諸点を掲げ、残された問題点を整理しておく。

まず、第一に諸種の稿本を含めた『満文金史』諸本の比較検討を行う必要がある。特に北京故宫博物院図書館所蔵順治元年抄本および旅順博物館所蔵崇徳年間稿本の調査は緊急の課題である。これら諸本の比較検討を行うことで、翻訳事業の具体的な実施方法をさらに明確に理解することができよう。さらに19世紀になされた『金史』ロシア語訳注、フランス語訳注に関しては、その研究自体を検討の対象とするだけでなく、当時の訳者(Г. М. Розова および C. de Harlez)を取り巻く状況などの観点からも検討を有する問題である。

第二に、三史翻訳に際して参考として用いられた『通鑑』系諸本に関しては関連諸本との比較を通してさらに詳細な検討を行い、実際に利用された書籍を特定する必要がある。これに加えて、その他の満文に翻訳された漢文典籍に関してもその利用版本の絞り込みを行うことで、当該

時期における図書流通の状況を明らかにしたい。

こうした満文翻訳事業の検討に加えて、乾隆時代になされた遼・金・元三史の重刻事業に関しても考察を行いたい。いわゆる殿版、さらに同時期に作成された三史『国語解』に関しては、従来その改字などの問題から史料的价值としては数段落ちる版本とされ、その内容の検討はほとんどなされてこなかった。しかしながら、見方を変えれば三史満洲語訳と同様に乾隆時代における満洲人の女真族に対する認識、さらには地理・歴史観などを考察する上で極めて有効な史料となりうるものである。特に東北アジア地域における地理認識などの問題は、やはり乾隆期に編纂された『満洲源流考』等の史料との比較を通して、さらに検討を加えていくべき課題である。

【参考文献】

- 石橋崇雄 1999 「清初入関前の無圈点満洲文檔案『先ゲンギェン=ハン賢行典例』をめぐって——清朝史を再構築するための基礎研究の一環として——」『東洋史研究』58-3
- 神田信夫・松村潤・岡田英弘（訳註）1972 『旧満洲檔 天聰九年』1, 東洋文庫叢刊第18, 東洋文庫
- 神田信夫 1997 「孔有徳の後金への来帰——「天聰七年檔」の検討を通して——」『東方学会創立五十周年記念東方学論集』東方学会
- 国会図書館司書局参考書誌課（編）1968 『韓国古書綜合目録』大韓民国国会図書館, ソウル
- 澁谷浩一 1997 「中国第一歴史檔案館所蔵『蒙古堂檔』及び『満文奏勅』について」『満族史研究通信』6
- 杉山清彦（書評）2002 「松村潤著『清太祖実録の研究』（東北アジア文献研究叢刊2）」『満族史研究』1
- ソウル大学校図書館（編）1982 『奎章閣圖書中国本綜合目録』ソウル大学校図書館, ソウル
- 中砂明德 2002 『江南 中国文雅の源流』講談社選書メチエ, 講談社
- 古松崇志 2003 「女真開国伝説の形成——『金史』世紀の研究」（『論集古典の世界像』平成10年度～14年度文部科学省科学研究費補助金特定領域研究（A）118「古典学の再構築」研究成果報告集V, A04「古典の世界像」班研究報告）
- 松村 潤 2001 『清太祖実録の研究』東北アジア文献研究叢刊2, 東北アジア文献研究会
- 満文老檔研究班（訳註）1963 『満文老檔』VII 太宗4, 東洋文庫叢刊第12, 東洋文庫
- 三田村泰助 1965 「清朝の開国伝説とその世系」『清朝前史の研究』東洋史研究叢刊14, 東洋史研究会（原載は立命館大学人文科学研究部編『立命館創立五十周年紀年論文集』立命館, 1950）
- 陳 捷先 1988 「満文訳書と中西文化交流」『清史雑筆』7, 文海出版社
- 陳 捷先 1995 「努爾哈齊与《三国演義》」『満族史研究通信』5

- 崔 鶴根 (対訳) 1971 『清太宗朝頒行滿文『大遼国史』』ソウル大学校出版部
- 何 冠彪 1995 「論清高宗之重修遼, 金, 元三史」『故宫學術季刊』12 - 3
- 李 德啓, 于 道泉 1933 『国立北平図書館故宮博物院図書館滿文書籍聯合目録』国立北平図書館・故宮博物院図書館
- 喬 治忠 1994 『清朝官方史学研究』大陸地区博士論文叢刊, 文津出版社
- 沈 一民 2003 「金朝史実对清初政治的影響」『北方文物』2
- 葉 高樹 2002 『清朝前期的文化政策』史学叢書系列 51, 稻郷出版社
- W. Fuchs 1936 *Beiträge zur mandjurischen Bibliographie und Literatur*, Deutsche Gesellschaft für Natur-und Völkerkunde Ostasiens, Tokyo
- H. A. von der Gabelentz 1877 *Geschichte der grossen Liao*, Kaiserlichen Akademie der Wissenschaften, St. Petersburg
- C. de Harlez 1887 *Histoire de l'empire de Kin ou Empire d'or Aisin gurun i suduri bithe*, C. Peeters, Louvain
- B. E. Ларичев 1998 *История Золотой империи*, Издательство Института археологии и этнографии СО РАН, Новосибирск
- T. A. Pang 2001 *Descriptive Catalogue of Manchu Manuscripts and Blockprints in ghe St. Petersburg Branchi of the Institute of Oriental Studies Russian Academy of Sciences, Issue 2*, AETAS MANJURICA 9, Harrassowitz Verlag, Wiesbaden
- N. Poppe, L. Hurvitz, H. Okada 1964 *Catalogue of the Manchu-Mongol section of the Toyo Bunko*, Toyo Bunko & University of Washington Press, Tokyo
- W. Simon, H. G. H. Nelson 1977 *Manchu books in London : a union catalogue*, British Museum Publications, London

【附記】本稿は平成 15 年 7 月に第 40 回野尻湖クリルタイ (日本アルタイ学会) の席上行った口頭発表「『滿文金史 (aisin i bithe)』の基礎的検討」を基に加筆訂正を加えたものである。口頭発表に際して有益なご助言・ご指摘を頂いた諸氏, ならびに史料閲覧に際してご尽力頂いた松村潤氏, 楠木賢道氏, 小沼孝博氏に感謝の意を表す。

(IGURO Shinobu 大谷大学文学部助手)